



発加健審第1号

令和3年6月25日

加賀市健康福祉審議会
高齢者分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 谷本直人

諮問事項の審議について（付議）

令和3年6月25日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議します。

記

1 付議事項

- (1) 高齢者に関する事項

2 付議事項の審議方法

- (1) 前項第1号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。



発加健審第2号
令和3年6月25日

加賀市健康福祉審議会
障害者分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 谷本直人

諮問事項の審議について（付議）

令和3年6月25日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議します。

記

1 付議事項

- (1) 障がい者に関する事項

2 付議事項の審議方法

- (1) 前項第1号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。



発加健審第3号
令和3年6月25日

加賀市健康福祉審議会
こども分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 谷本直人

諮問事項の審議について（付議）

令和3年6月25日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議します。

記

1 付議事項

- (1) こどもに関する事項

2 付議事項の審議方法

- (1) 前項第1号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。



発加健審第4号

令和3年6月25日

加賀市健康福祉審議会
健康分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 谷本 直人

○ 諮問事項の審議について（付議）

令和3年6月25日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議します。

記

1 付議事項

(1) 健康に関する事項

○ 2 付議事項の審議方法

(1) 前項第1号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。